

住宅防音工事に関するお知らせ（重要）

防衛省において、徳島飛行場、岩国飛行場、美保飛行場周辺の第一種区域内に所在する住宅に対し、航空機により生ずる騒音障害を軽減させる目的として、住宅防音工事を実施される場合は、当該住宅防音工事に係る費用に対し、補助金の助成を実施しております。

次の要件に該当する住宅については、住宅防音工事の助成の対象となる可能性がありますので、お知らせいたします。

【要件】 次の①～③の全てに該当している必要があります。

- ① 第一種区域内に所在する住宅であること
- ② 下記に示す年月日以前に建築した住宅であること

施設名	建築年月日が下記以前	備 考
徳島飛行場	昭和57年3月31日	※「過去に住宅防音工事の助成を受けた住宅」や「左記の建築日以前に建築された住宅」を建て替えた場合又は建て替えようとしている場合で一定の要件を満たせば対象となりますので、ご注意ください。
岩国飛行場	【75W以上80W未満】 平成4年3月27日	
	【80W以上】 平成23年9月20日	
美保飛行場	平成3年6月12日	

③ ②の住宅に居住者が存在すること

※「第一種区域」を示した詳細な地図（縦覧図）は中国四国防衛局または、高松防衛事務所（高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎南館（2階）TEL:087-823-1331）

岩国防衛事務所（岩国市中津町2-15-7 TEL:0827-21-6195）

美保防衛事務所（米子市東町124-16 TEL:0859-34-9363）

において確認することができます。

住宅防音工事の助成を希望される方は、右記の「住宅防音工事希望届」に必要な事項を記載し、中国四国防衛局へ提出して下さい。（郵送可）

ご質問などございましたら、お気軽に中国四国防衛局又は上記③の各防衛事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先及び送付先】

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館内
防衛省 中国四国防衛局 企画部 防音対策課

TEL: 082-223-7211・7212・7213

（参考資料のURL：住宅防音工事のあらまし）

<http://www.mod.go.jp/rdb/chushi/jyubou-aramashi.pdf>

住宅防音工事希望届

- 住宅防音工事（一挙防音工事 追加防音工事 防音区画改善工事 外郭防音工事）
- 空気調和機器機能復旧工事
- 防音建具機能復旧工事 を希望します。

希望者の氏名	(フリガナ) ()	希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか (はい ・ いいえ)
希望者の住所	〒 - 希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 〒 -	
連絡先	TEL ()	
建築年月	年 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月	

※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する場合は該当箇所を○で囲んでください。

高齢者、乳幼児、障害者

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください

1 この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。

2 住宅防音工事

(1) 一挙防音工事

■初めて行う住宅防音工事です。

■世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

(2) 追加防音工事

■従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。

※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。

■世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。

■一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室

なお、新規防音工事については取り止めました。

(3) 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅等あるいは身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合には5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年以上経過した住宅が対象となります。

(4) 外郭防音工事

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 8.5WECPNL以上(岩国飛行場周辺においては8.0WECPNL以上)の区域に所在する住宅及び7.5WECPNL以上8.5WECPNL未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となります。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年以上経過した住宅が対象となります。

3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

4 防音建具機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。

5 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、中国四国防衛局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。
 なお、御不明な点は下記中国四国防衛局へお問い合わせください。

- 住宅防音工事希望届を提出する際は、住宅の建築年月日及び建て替えをされた住宅の場合は、建て替え前の建築年月日をそれぞれ登記事項証明書等の公的証明書で確認されるようお願いいたします。
- 住宅防音工事実施後、増築等により防音工事済室を改造されている場合は、その後の住宅防音工事が実施できなくなる場合がありますので、事前に下記までお問い合わせください。
- 記入された内容などについて、当局職員から確認の連絡をさせて頂く場合もありますので、予めご了承ください。
- 国の予算の都合上、住宅防音工事の実施までに相当の期間を頂く場合もありますので、予めご了承ください。
- 住宅防音工事希望届は下記宛先までお送りください。

●希望届を代理で提出される業者の方へ

令和3年度からは書面提出、オンライン提出共に押印省略に伴い委任状が必須となります。
 (委任状の書式は任意です)

【記入例】

① 令和〇〇年 〇月〇〇日

住宅防音工事希望届

- 住宅防音工事 (一挙防音工事 追加防音工事 防音区画改善工事 外郭防音工事)
- 空気調和機器機能復旧工事
- 防音建具機能復旧工事 を希望します。

希望者の氏名	(フリガナ) (<u>ボウエイ タロウ</u>) 防衛太郎	希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか (はい ・ いいえ)
希望者の住所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 △△201号ほか〇世帯
連絡先	Tel. 082 (223) 7211	
建築年月	昭和50年 3月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月	

※以下の方がお住まいの住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する場合は該当箇所を○で囲んでください。

- ⑤ 高齢者、乳幼児、障害者
- ①について、「住宅防音工事希望届」の提出日を記入して下さい。
- ②について、希望される工事(防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事)にチェックし、防音工事については希望する工事内容に○を付けて下さい。
- ③について
 - アパート等の所有者が「防音工事」を希望される場合
「工事希望者の住所」の欄の下段の()に「住宅防音工事を実施する住宅の所在地及び建物名」と「希望される戸数」を記入して下さい。
 - アパート等の所有者が「空気調和機器機能復旧工事」、「防音建具機能復旧工事」を希望される場合「工事希望者の住所」の欄の下段の()に「住宅防音工事を実施する住宅の所在地及び建物名」と「希望される戸数」を記入し、別葉(メモ書き)にて建物名と部屋番号を記入して添付して下さい。
- ④について、住宅防音工事を希望する住宅の「建築年月日」を記入して下さい。
住宅を建て替えられた方は、建て替え前の住宅の「建築年月日」も記入して下さい。
今後住宅の建て替えを予定している方は、建て替え予定の年月日を下段に記入して下さい。
- ⑤について、以下の方がお住まいの住宅について、住宅防音工事を優先的にを行うことを希望し、当該事項を記入することについて差し支えがない方は、住宅防音工事希望届の「高齢者」「乳幼児」「障害者」の該当箇所を○で囲んで下さい。
①高齢者(65歳以上の方) ②乳幼児(小学校就学前) ③障害者(公的証明書をお持ちの方)

※ この記入は、住宅防音工事を優先的にを行うことを希望する方を把握するためのものであり、住宅防音事業補助金交付申込書の提出時に併せて、当該事項を証明する書類の提出が必要となります。